

市長行政報告

(令和7年9月1日)

先の令和7年6月香芝市議会定例会からこれまでの間の主な行政事項について、部門別に御報告いたします。

◎ 市長公室

まず、市長公室についてでございます。

地方公務員法第15条が職員の任用は受験成績等の能力の実証に基づいて行わなければならないと規定していることに鑑み、本年度、令和7年度より、本市の管理職員として備えておくべき論理的判断力、文書事務能力及び法的能力を測り、それを維持向上させるために管理職員継続研修及びその到達度を確認するための管理職員継続研修到達度確認試験を実施することといたしました。これは、管理職員の職務遂行能力を高め、もって行政運営の適正化及び効率化に資することを目的とするものであり、今後におきましてもあらゆる手法を取り入れながら、法的能力等を始めとする職員の能力を向上させるための取組を推進してまいります。

職員の労務管理等に関しまして、窓口対応の都合のため、職員が一斉に休憩を取ることが恒常的に困難な課税課や市民課等において既に実施している交替による休憩時間の確保の取組につきまして、その他の部署においても実施することといたしました。従前におきましては、窓口対応に従事していない場合でありましても業務の都合で休憩時間が適切に確保できていない様子がうかがわれたことから、労務管理の適正化の一環として実施することとしたものでございます。

また、私の公約に基づく重要施策でもありますいじめ防止対策につきましましては、総合教育会議を活用するなどして、市長部局と教育委員会事務局が連携しながら、いじめ防止対策推進法第12

条に基づき策定している「香芝市いじめの防止等のための基本的な方針」の改正に向けた取組を進めております。同法第30条第2項は、同法第28条第1項に規定する重大事態に関する調査結果に対し再調査を行う権限が市長に属する旨を規定し、同法第30条第5項は、いじめ防止対策について、教育委員会のみならず市長にも個別事案に対する対処及び同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるべき責任が規定されていることを踏まえ、いじめ事象に係る当事者の代理人や、他の地方公共団体において中立的な立場からの調査を担う第三者委員会の委員としての私自身の経験を生かしながら、同法のほか、文部科学省の「いじめの防止等のための基本的な方針」、各指針やガイドラインに基づき適切に対応することができるよう、「香芝市いじめの防止等のための基本的な方針」の内容に改善を加え、いじめ事象に対して教職員、学校及び本市が取るべき対応の内容をできる限り具体的に明記していくとともに、教職員に対し、いじめ防止対策推進法やいじめ対応全般に関する研修を実施するなどして、教職員の技能向上や庁内の体制の整備に努めてまいりたいと考えております。「香芝市いじめの防止等のための基本的な方針」の改正時期につきましては、早ければ今月、令和7年9月、遅くとも10月頃を目指しているところでございます。

◎ 危機管理監

次に、危機管理監の所掌する事務についてでございます。

まず、同報系防災行政無線の整備に関しましては、電波法に基づく無線局の開設に係る免許申請や親局の整備に必要な庁舎の改修等を着実に進め、併せて運用について市民に御理解をいただくため自治会等への説明も始めておりまして、令和8年2月までに整備を完了する予定でございます。

令和6年8月に奈良県内で初めて実施した小中学校等における気象上の危機管理に関する研修につきましては、令和7年は6

月 17 日に実施いたしましたして、奈良地方気象台から講師をお招きし、市長部局と教育委員会事務局の職員や市立小中学校等の教職員が参加して、気象警報が発表された際などに小中学校等において的確な対応が行われるよう基本的な理解の共有を図りました。今後もこのような実効的な取組を通じ、職員の防災意識と災害対応能力の向上を図ってまいります。

また、各小中学校の職員室において、教職員が主に気象庁が提供する気象情報を適時適切に確認することができるよう、9 月までの完了を目指して、モニターの設置等も含め必要な設備の整備を進めているところでございます。

その他の防災施策につきましては、市道 4-120 号線の一部の区間におきまして、隣接する私有地からの落石が見られ、交通に支障を及ぼしており、それが拡大するおそれが高いことから、当該土地の所有者に対し、速やかに落石等を防止するため、土留擁壁の設置その他の必要な措置を講じるよう行政指導を実施いたしました。必要な措置が講じられるまでの間におきましては、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害）及び土砂災害警戒情報の発表時並びに当該区域の土壌雨量指数が 106 を超過した場合は、当該区間を通行止めとし、その際に歩行者等の迂回路となる竹田川左岸側の河川管理用道路におきまして、河川管理者である奈良県との協議を経て、予備費を充当して転落防止策の設置を進めているところでございます。さらに、この付近は土砂災害警戒区域等に指定されていることから、避難指示等の避難情報の発令の基準を検討し、あらかじめその運用について対象となる区域内の住民に対して周知したところでございます。

◎ 総 務 部

次に、総務部についてでございます。

複合施設の整備に関する事項といたしまして、令和 4 年 9 月に除却した旧香芝市モナミホールを始め、香芝市中央公民館や香芝

市ふたかみ文化センターについても建物及び設備の老朽化が進んでいること等に鑑み、各施設について個別に建設し、又は改修を繰り返していくよりも、複合施設を整備した上で各施設の機能の維持及び向上を図ることの方が効率的に整備運営することができるものと考えられることなどから、施設そのものの在り方を見直すこととし、新たに文化活動の中心拠点となる複合施設を整備するために、令和7年8月4日に香芝市複合施設整備基本構想を策定いたしました。

基本構想では、香芝市役所南側の駐車場の部分を中心にしつつ、会議室棟及びその西側の部分も含めた区域に約1万4500平方メートル規模の延床面積を占める複合施設を整備し、旧香芝市モナミホールの部分、規模によっては香芝市中央公民館も含めた部分の区域には、複合施設及び香芝市総合体育館の来場者のための立体駐車場を配置する予定としてございます。また、複合施設の整備事業が開始しますと、主に香芝市役所の来庁者が利用している香芝市役所南側の駐車場を利用することができなくなるため、これに代わる駐車場を確保する必要があるところ、将来における香芝市役所本庁舎を建て替える際に有力な候補地となり得る香芝市役所北側の部分に来庁者のための駐車場を整備することとしております。

複合施設には、音楽ホール、図書館、貸室、多目的スペース、博物館、キッズルーム、商業施設誘致スペース、憩いの場や交流ができるスペースとしての共用部などの機能を導入することとしており、当該施設を子どもから高齢者までが安心して過ごすことができる場、生涯学習及び地域活動を行うことができる場、地域の人々の郷土を大切にする思いが込められた本市を象徴する場とすることなどを目指してまいります。

現時点では未だ基本構想を策定した段階ですので大きな幅があるものの、概算工事費としては80億円ないし110億円程度と想定しております。本市にとって有利な国の財政支援を活用し、

適用期限に間に合うように時機を逸することなく必要な手続を実施していくこととし、香芝市公共施設整備基金につきましても積極的かつ機動的に活用していく方針でもありますが、いずれにいたしましても今後の公債費の増加は決して避けられないものであり、この先はおおよそ10年後の令和16年度から18年度頃までに掛けて実質公債費比率が最も高くなるものと想定しております。この点につきましては、複合施設の整備は将来の世代が利益を受けるものとして、議員各位にも十分に御理解をいただいた上で事業を進めていくべきものと考えてございます。

定額減税調整給付金事業につきましては、令和7年8月27日に支給対象者に対して確認書を送付しており、今月、9月下旬から給付金の支給を開始する予定でございます。引き続き、支給対象者から返送される確認書の受付期限である10月24日まで確実な給付に向けて広報紙などにより周知してまいります。

◎ 市 民 環 境 部

次に、市民環境部についてでございます。

商工振興に関する事項といたしまして、6月27日に、本市としては初めて事業承継セミナーを開催いたしました。さらに、7月からは毎月第2木曜日に事業承継個別相談会を実施するなど、事業承継に関する悩みを抱えている事業者のための支援の充実に努めております。これらにつきましては、事業支援としては、創業期のみならず、事業承継が本市においても重要な課題となっていることに着目して実施するに至ったものでございます。また、8月21日に商品開発・販路開拓等支援事業補助金交付要綱を改正し、ふるさと納税の返礼品の登録につながる新商品の開発と奈良県が東京都港区に設置する奈良まほろば館への香芝市産品の販路開拓を目的とした取扱品目の拡充に向けた支援制度を創設いたしました。今後も香芝市商工会や金融機関とも連携を図りながら、適切な支援に取り組んでまいります。

観光に関する事項といたしましては、8月3日に、香芝市ふたかみ文化センター市民ホールにおいて、「天使のいる図書館」上映会を開催いたしました。400人以上の方が映画を鑑賞され、本市を含めた周辺地域の魅力を発信いたしました。

また、本市の観光振興に資する新たな交通手段としての有効性等を検証するため、6月5日に、ライフニジュウイチ株式会社、Open Street 株式会社及び本市の三者による基本協定を締結し、市内7か所の公共施設にシェアサイクルポートを順次設置していく予定でございます。

農業振興に関する事項といたしまして、市内在住の農地所有者等に対して交付してきた大和平野土地改良区賦課金に係る補助金については、近年の物価高騰の影響から年々困難となりつつある農業経営への負担を軽減する目的で、補助率を28パーセントから30パーセントに引き上げております。

人権施策としましては、香芝市ふたかみ文化センターにおきまして、6月13日から29日まで男女共同参画社会の形成を促進する目的で、また、差別をなくす強調月間に当たる7月1日から31日まで市内で活動される人権擁護委員の活動等を紹介する目的で、それぞれ啓発パネルの展示を行いました。そして、同月12日には、人権を考える香芝市民集会を開催し、ソプラノ歌手の大島久美子氏による「みんな大切な命」をテーマにした講演ライブを行いました。市民ら約100人が参加され、歌を通して平和の大切さを伝えていただき、人権を考える機会といたしました。

◎ 健康福祉部

続きまして、健康福祉部についてでございます。

熱中症防止対策に関しまして、7月11日に教育委員会事務局教育部長から市立小中学校校長に対し、8月5日に子ども家庭部長から市立保育所長等に対し、熱中症予防に関する小中学校、保育所、認定こども園及び幼稚園における詳細な対応について通達し、

それに基づいて運用しているところでございます。また、保育施設等に自家用車で送迎している保護者を含む関係者の注意を喚起するため、啓発用ポスターを作成し、保育施設等の門扉など、保護者の目に留まる場所に掲示し、啓発を行っているところであり、子どもだけを車内に残して重大な熱中症事故につながる事案の発生の防止に努めているところでございます。

再犯防止対策に関しましては、全ての国民が犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生についての理解を深め、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くことを目的として、毎年、「社会を明るくする運動」が法務省の主唱により開催され、令和7年で75回目を迎えました。7月14日に、奈良保護観察所長やかつらぎ香芝地区保護司会の保護司らが来庁され、私への内閣総理大臣メッセージ伝達式が執り行われました。

本市では、現在、再犯防止や更生支援のための施策を実施することができておりませんが、令和6年7月から保護観察を始めとする保護司の活動のために香芝市総合福祉センターの施設を利用してもらうことを認めるなど、私の就任以来、法務省や検察庁等の関係機関とも連携しながらこれらの施策を前向きに進めていく方針でございます。再犯を含む犯罪の未然防止は、地域で一人一人が安全にかつ安心して暮らすことができる社会を実現するために必要不可欠な施策であることから、令和8年3月に第四期香芝市地域福祉計画を策定する際に併せまして、再犯の防止等の推進に関する法律に基づき第一期香芝市再犯防止推進計画の策定に向けて取り組むとともに、今後、更生支援の推進に関する条例案を市議会に提出することを検討しているところでございます。そのための取組として、現時点では職員の理解や経験が不十分であることから、私自身も努力を惜しまず取り組んでまいり所存でございますけれども、再犯防止対策や更生保護に関わる刑事事件や少年事件を取り扱う弁護士らの協力を得ながら、職員の研修体制の整備も進めてまいります。

令和 7 年 1 月から取り組んでまいりました住民税非課税世帯給付金及びこども加算給付金事業につきましては、7 月 31 日をもって受付を終了し、住民税非課税世帯給付金は、全ての支給対象世帯の約 93.9 パーセントに相当する 6021 件、子育て世帯に対するこども加算給付金は、全ての支給対象者の約 95.2 パーセントに相当する 943 件の給付をそれぞれ完了いたしました。

妊産婦、小児医療体制の充実に向けた取組といたしましては、令和 8 年に本市西真美地区に開院予定の病院や香芝旭ヶ丘病院を運営する社会医療法人高清会の関係者とも幾度にもわたって私自身が意見交換を重ねているほか、健康福祉部におきましても令和 7 年 8 月 7 日に香芝旭ヶ丘病院、8 月 19 日に奈良県庁をそれぞれ訪問し、中和保健医療圏における一般病床数の見直しに向けた協議を進めているところでございます。特に市内における分娩取扱い医療機関の確保や地域における産婦人科一次救急体制を充実させる必要があるものと認識しており、本市周辺におけるハイリスク妊婦や新生児の受入体制の構築等も含めた周産期医療の充実に向けて、また、本市又はその周辺における小児科の休日夜間応急診療所等の設置等も含めた小児医療の充実に向けて、引き続き最善の努力を傾注してまいります。

◎ 子 ど も 家 庭 部

次に、子ども家庭部についてでございます。

令和 7 年 3 月に策定した香芝市こども計画において制定を目指すこととしておりました香芝市子どもの権利条例の立案につきましては、現在は主に大阪弁護士会の協力を得ながら進めているところでございます。同条例には、子どもたちが市政等に対して意見を表明する機会を保障する規定を置く考えでございますが、条例の制定に当たってもあらかじめ子どもたちの意見を聴く機会を設けることが望ましい旨の助言を得たこともあり、7 月 2

5日には香芝市こども議会を開催いたしました。これは、子どもが社会の一員であることを認識し、市政に対する意見を表明する機会を提供することを目的として開催したものでございまして、公募により選考された市内在住の小学校4年生から中学校3年生までの8人のこども議員に参加していただき、市政全般にわたる意見や質問に対して、私や教育長を始めとする幹部職員が答弁いたしました。意見や質問の内容は、学校の空調設備や冷水器の設置、トイレ等の改修を進めるべきであるといった趣旨、いじめ防止対策として学校や本市としていかなる対応をとっているかという学校生活に関するもののほか、公園等の子どもの遊び場が少ないことから整備を進めるべきであるという趣旨や、本市の魅力向上のための具体的な取組の提案等を含むものでございました。こども議員からの意見を踏まえ、小学校の体育館への空調設備の設置や学校への冷水器の設置等の実現可能なものについては、実際に市政に反映させていく方針でございまして、本定例会におきましても関係の予算を提出しております。

本市の子どもたちが市政に対する高い関心を持っていただいていることに頼もしさを感じるとともに、こども議員の皆さんを始めとして多くの子どもたちが、今回のこども議会をきっかけに、社会についてより深く興味や関心を持って将来立派な公民となる基礎を培い、郷土を愛し大切にすることを育んでいただくことを期待するものでございます。

そして、保育に関する事項といたしまして、民間保育所等や他自治体の事例を研究した上で、公立保育所における午睡の在り方に改善を加えることといたしました。これまで、本市の公立保育所においては、5歳児につきましても一律に午睡の時間を設けておりましたが、国の保育所保育指針によりますと、午睡は子どもの成長に合わせて一律とならないように配慮する必要があるとされており、多くの民間保育所等におきましては4歳児から5歳児までに掛けて午睡の時間を短縮し始め、5歳児の時期に関して

は一律に午睡の時間を設けないこととされております。5歳児の時期には、基本的な生活習慣について自立し始めるほか、小学校に就学した後における生活習慣を形成していくためにも、その準備段階として徐々に午睡のない生活に順応していく環境を整える必要があることから、これまでのような一律の取扱いを改めることとし、一人一人の成長と集団としての活動の充実が図られるよう保育の環境と体制の整備に努めてまいります。

また、本日、9月1日より、市立保育所、認定こども園及び幼稚園におきまして、紙おむつ等定額利用サービス事業を開始いたしました。これは、保護者と事業者が直接契約し、使用量によることなく、紙おむつ等を毎月一定額で利用することができるようにするものでありまして、保護者にとっては、事前に紙おむつ等に名前を記入する手間がなくなり、児童を送迎する際にも紙おむつ等を持参する必要がなくなり、保育士にとりましても、紙おむつ等の残量を児童ごとに管理する必要がなくなるため、保育士らの業務負担の軽減にも資するものでございます。なお、令和8年4月を目標に、児童が午睡をする際に用いる寝具につきましても、紙おむつ等と同様に月額定額制で利用することができるように必要な準備を進めているところでございます。

学童保育につきましては、放課後児童健全育成事業を利用する児童や保護者に対しまして、利便性がよく、安全にかつ安心して過ごすことのできる環境整備に向けて検討を重ねてまいりました。例えば、旭ヶ丘第1学童保育所や旭ヶ丘第2学童保育所につきましては、拠点が二つに分断されていたことから、兄弟姉妹がそれぞれ別の学童保育所に通っているという事例がありましたが、今般これを改善し、香芝市立旭ヶ丘小学校に移転して統合することといたしました。また、学童保育所を小学校内に移転することによりまして、学校の校庭等を安全に利用することができるようになります。

引き続き、子ども家庭部において確かな保育理念を形成してい

き、それに基づいてより質の高い学童保育の実施を目指して必要な取組を推進してまいります。

◎ 都 市 創 造 部

次に、都市創造部についてでございます。

交通安全に関する取組といたしましては、本市と香芝警察署による交通安全啓発企画として信号機のない横断歩道における歩行者の安全確保のための取組等を継続しており、学校の第2学期の開始を前に主に通学路に指定されている横断歩道において、奈良県警察で用いている交通安全標語「合図してゆずってもらって笑顔でお礼」を記載した看板の設置を行いました。今後は、教育委員会事務局とも連携しながら、箇所ごとにその効果を検証し、それに基づいて更に実効的な取組を推進してまいります。

地域公共交通に関する事項といたしましては、私の就任後、特にコミュニティバスの利用促進を図るため、停留所へ路線図を設置し、冬彩の開催に際して臨時運行を実施するなどしてまいりましたが、令和7年7月20日に行われました第27回参議院議員通常選挙に際しましても、期日前投票所への交通の利便性を向上させるため、香芝市コミュニティバス1乗車無料券を配布し、同月4日から19日までの期間において413人の方に利用していただきました。

本定例会にも関係の議案を提出しておりますが、これまでの間、コミュニティバスの更なる充実とデマンド交通の運用の適正化の確保に向けた検討や分析を進め、今後の方針を固めたところでございます。

コミュニティバスにつきましては、多数の市民からその充実を求める要望が寄せられておりまして、高齢化の進展により運転免許証を返納する方の人数が増加し、今後は更にその傾向が強まることが見込まれることから、現状の運転本数が2時間に1本で1日に4本から5本までに留まっているところ、利用者の多い路線につきましては1時間に1本、ないし90分に1本程度の運転本数を確保することができるよう、また、路線の見直しを図ることによって鉄道駅、医療機関及び商業施設等への結節性の向上を

図るとともに、停留所を追加で設置し、各停留所間の距離を短縮することによりまして、市民の皆様各自宅からおおむね200メートルないし300メートル程度の範囲内に1か所以上の停留所を配置することを基本的な考え方とし、遅くとも令和9年1月頃までに路線等の見直しを目指してまいります。このほか、夏季におきましては、令和8年4月に開業する香芝市スポーツ公園と志都美駅や二上駅等を結ぶシャトルバスの運行も予定してございまして、この車両は関屋小学校のスクールバスとも兼ねることとし、経費を抑制しながら効果的な運用を図ることができるよう工夫するものでございます。

また、デマンド交通につきましては、これまでの分析を進めてきた結果、令和6年度における年間総利用回数は約4万6000回に上るものの、実利用者数は2464人にとどまっており、しかも年間利用回数の多い上位247人の利用で年間総利用回数の約50パーセントを占めておりまして、過年度においても同様の傾向にあり、一部の限られた方が大きな利益を享受している一方で、それ以外の方にとりましては予約の取りにくい状況が続いておりますので、1回当たりの運賃を現状の200円から500円に引き上げることとして、受益に見合った負担をしていただく運賃に改定いたします。一方で、行政施策として果たすべき最低限度の移動手段の保障という観点からは高齢の利用希望者に対しまして年間約10回程度の運賃相当額を補助する施策も併せて実施していく方針であり、これにより最低限度の移動に要する負担額は実質的に値下げ又は無償化が図られることとなるものでございまして、現在はその具体的な制度設計を進めているところでございます。

二上駅を急行列車の停車駅とするため、その他鉄道の利便性の向上を実現するために、また、更なる各駅周辺における魅力の向上を図るため、私の就任以来、近畿日本鉄道株式会社に対しまして協議を重ねてきたところでございますが、今般、近鉄大阪線二上駅北側駅前広場の再整備を推進するため、その整備に係る予算を本定例会に提出してございます。近鉄大阪線二上駅につきましては、駅の南北にそれぞれ南側駅前広場及び北側駅前広場が整備されておりますが、かつて自転車駐車場であった部分の一部に交番が設置されたほかは、公共施設や商業施設もないままで発

展が見られず、また、駅西側に位置し、通学路にも指定されている関屋第5号踏切は、交通量が多いにもかかわらず狭隘で危険な状態が続いております。その一方で、二上駅の1日当たりの乗降客数は令和6年には9102人と、近鉄大阪線における奈良県内の急行列車が停車しない駅の中で最も多くなり、周辺の歩行者等も多く、令和6年11月に実施した「二上エキマエマルシェ」では大変なにぎわいが見られました。そこで、周辺地域の更なる活性化を図るため、まずは同駅の北側駅前広場のうち、交番を挟んで南北の部分の一部を芝生化し、複合遊具等を設置して、子どものための遊び場を整備することといたしました。急行列車の停車駅とすることや狭隘な関屋第5号踏切の改善に向けまして、近畿日本鉄道株式会社と協議を重ねているところでございますが、それに併せて、先ほど述べましたように、香芝市スポーツ公園と二上駅等を結ぶシャトルバスを運行することなどとも相まって、二上駅周辺を子育て世代を中心として様々な世代が集うことのできる憩いの空間とし、同駅の日常的な利用者だけでなく、市内外からも人が集まる場として、更なる乗降客数の増加を図っていく考えでございます。

二上駅を急行列車の停車駅とすることにつきましては長期的な取組を要することが見込まれることから、私の公約に基づき、近鉄大阪線に関しましては、目下のところは、急行列車が停車しない近鉄下田駅、二上駅、関屋駅の市内各駅からの利便性を向上させるために、平日の昼間時間帯において大阪上本町行きの各駅停車や区間準急等の列車に河内国分駅での急行列車と接続しないものが多いことや接続するものであっても乗換えの所要時間が長い現状を改善し、大阪市内方面への所要時間の短縮を図っていくことや、列車の運転本数の増加、本市が周辺地域において建築物の高さの最高限度の緩和を進めている五位堂駅を一部の特急列車の停車駅とすることなどにつきましても、同社に対して協議や要望を継続してまいります。また、当然のことながら、本市としても、鉄道事業者任せにするのではなく、各駅周辺における魅力の向上、沿線価値の向上に向けての取組を力強く実施してまいります。

国道165号香芝柏原改良の事業に関しましては、これまでも様々な機会において国等に対して早期の工事着手を求めてまい

りましたが、本市のほか、桜井市、橿原市、大和高田市及び広陵町が構成団体となり、私が会長を務める中和幹線建設促進期成同盟会としましても、令和7年6月4日に、国土交通省道路局を通じて、国土交通大臣に対し、大和都市計画3・3・1号中和幹線（国道165号香芝柏原改良）の早期整備に向けた要望書を提出いたしました。

また、国道168号の近鉄下田駅西側に位置する近鉄大阪線二上第10号踏切周辺における慢性的な交通渋滞の解消に向けまして、これを改善するために下田交差点南側の北進車両について右折専用車線の区間長を調整すること、近鉄下田駅南側駅前広場の西側から磯壁交差点までの区間における路肩の幅員の見直しや植栽の撤去などにより車線を増設する改善案を本市において作成し、6月25日に、私から直接、奈良県高田土木事務所長に対して現地で説明の上、改善を要望いたしました。

十分な幅員がなく危険な踏切道の拡幅に向けた取組といたしましては、鉄道事業者と協議を重ねているところであり、6月4日に、国土交通省道路局及び鉄道局を通じて、国土交通大臣に対し、鉄道事業者に積極的に協力するよう指導することや、事業を実施するための財政的な支援を求める要望書を提出いたしました。また、本市の提案により、近畿市長会としても要望活動が実施されたほか、全国市長会としても同旨の内容での要望活動が実施されたところでございます。国土交通省からは、鉄道事業者から同省に対して本市と踏切道の拡幅に向けての協議を継続していく旨の報告が寄せられたという連絡があったほか、同省としても、必要に応じて、鉄道事業者に対し、指導、助言をしていく旨の回答があったところでございます。特に近畿日本鉄道株式会社との協議については進捗が見られ、本市としては国土交通省が示す平成13年10月1日付け「踏切道の拡幅に係る指針について」の内容も踏まえ、踏切道の拡幅に当たり統廃合にも協力することとし、廃止の候補となる踏切道を選定した上で、現在は利用実態の調査を実施している段階でございます。引き続き、同社のほか、西日本旅客鉄道株式会社とも協議を進めていくとともに、事業を実施するための財政的な支援を受けるために、踏切道改良促進法に基づく、国土交通大臣の指定を受けられるよう必要な手続を進めていく方針でございます。

また、奈良県公安委員会及び奈良県警察に対しましては、本市に存する道路において奈良県公安委員会が設置する道路標識等の設置状況が適切でない箇所又は改善すべき箇所が複数見られることから、それを改善していただくために、令和7年7月3日に、私から直接、奈良県警察本部交通部交通規制課の担当者に対して現地で説明の上、改善を要望いたしました。

公園遊具の整備に関しまして、公園遊具定期点検の結果に基づいて使用を禁止している遊具は現時点で25基ございますが、これらにつきましても早期の更新を目指し、現在は既に11基の遊具の更新に着手しているほか、保育所や幼稚園が日常的に利用している公園に設置されている遊具を優先的に選定し、9基について更新の手続きを進めており、そのうち1基分につきましては本定例会におきましても関係の予算を提出しております。残りの5基につきましても、早期の段階で更新のための予算の提出を目指してまいります。

また、本市が管理する公園並びに保育所、認定こども園、幼稚園及び小中学校に設置された遊具等の点検の方法、周期等の必要な事項を定めることにより、遊具等の安全性を適正かつ合理的、効率的に点検し、もって遊具等に起因する事故の防止につなげ、利用者が安全で安心して楽しめる空間を提供することを目的として、香芝市遊具等安全点検基準を策定いたしました。また、小中学校等の巡察を進めてきた中で、小中学校等に設置されている遊具等の点検が必ずしも適切に行われてきたとはいえないことが判明したことから、今後は公園に設置された遊具等と同様に点検していくことと体制を改めたところでございます。

香芝市スポーツ公園プールにつきましては、予定どおりの令和8年4月の開業に向けて、指定管理者を募集し、現在、指定管理者候補者の選定に向けた審査を進めているところでございます。

下水道事業に関する事項といたしましては、令和7年3月に香芝市流域関連公共下水道事業計画を変更し、新たに事業計画区域として追加した関屋地区において、7月に基本設計に着手いたしました。同時期に事業区域に追加した畑地区を含め、今後事業を実施していくことについて周知していくとともに、引き続き、本市の下水道未普及地域の早期解消を目指してまいります。

◎ 教 育 部

続きまして、教育部についてでございます。

学校施設の整備につきましては、二上小学校の長寿命化改修事業、関屋小学校の中規模改修事業のうちの北館改修工事は、当初の計画どおりに工事を進めており、小中学校のトイレ改修事業につきましても、令和7年度中に予定していた大部分は夏期休業中に完了し、児童生徒らの学習活動に支障を来すことなく進めております。さらに、全ての市立中学校の屋内運動場及び武道場空調設備設置工事につきましては、令和7年12月末の完了を目指し、工事を進めてございます。

令和7年6月香芝市議会定例会でも報告しました「平日における自主校外学習推進制度（ラーケーション制度）」につきましましては、第2学期から利用することができるように運用を開始しております。本制度は、平日に児童生徒が保護者等と共に自主的に校外で学習活動に取り組むことを推進し、あらかじめ校長が指定した除外日を除き、当該学習活動に取り組むことで登校することができなかった場合でも欠席扱いとはしないというものでございます。当然のことながら、これは利用を強制するものではなく、希望に応じて利用できるものでありますので、それに対して家庭の経済状況や保護者の就労環境の差異に着目して、何らかの経済的な支援や人的な支援を実施していく制度ではありませんが、この制度の導入により、平日に児童生徒が保護者等と共に自主的に校外で学習活動に取り組むことにつながることを期待しております。

また、関屋小学校スクールバス試験運行事業につきましては、通学路の距離が長く、起伏が激しい晴実台地区及びさくら坂地区の児童を対象に、熱中症の予防や登下校の負担軽減等を図る目的で、6月23日から試験運行を行ってまいりました。試験運行の期間は、休業日を除く同日から9月30日まででございますが、保護者や学校関係者の意見を踏まえ、本日9月1日より、発車時

刻等を変更するなど改善を加えて運行することとしております。また、令和7年度は試験的な運行という位置付けでございますが、令和8年度以降は、コミュニティバスとの連携を図ることにより持続可能な施策とすることができるように工夫していく考えでございます。

学校給食に関しましては、令和7年4月に給食費を改定いたしました。本市としましては、子育て世代の家計負担の軽減策として、本市の負担額を増額することにより、保護者の実質的な負担額を据え置くことができるようにしてまいりました。この措置につきましては、令和7年度に追加配分された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用するなどして、少なくとも令和7年度末まで継続してまいります。

これまで、小中学生やその保護者、高校生などから自習室の設置を求める要望が多く寄せられておりましたが、それを受けまして、学習環境の充実を図るため、7月12日に香芝市ふたかみ文化センター3階に香芝市民図書館の一部として自習室を整備いたしました。当初は27席を設置して開設いたしましたところ、大変好評でございましたので、現在は36席に増設して運営しております。これまでの利用状況につきましては、夏期休業中ということにも起因しているものと思いますが、ほとんどの時間帯で10人以上が利用されており、時期によっては満席ないし満席に近い日が続くこともございました。利用者につきましては、中学生及び高校生ぐらいの方が多く、小学生や大人の方も少なくないようでございます。

他の地方公共団体の学校施設において教職員による児童生徒に対する盗撮等の犯罪行為が横行していることにつきましては、本市としても重く捉えており、児童生徒や保護者の不安を払拭するためにも、8月28日までに、全ての香芝市立小中学校において、校長等が施設内に盗撮用のカメラが設置されていないかどうかについて点検を実施し、それとは別に、同月29日に、複数の

学校に対し、教育部及び行政監察を所管する市長公室の職員が合同で各学校に予告することなく実地調査を実施いたしました。その結果、特に不審な点は見受けられませんでした。今後も継続的に点検等を実施していく方針でございます。

また、教職員においては、私用の端末によって児童生徒を撮影することを禁止することとし、教育活動上の必要な場合のために全ての学級に1台ずつ公用のカメラを備えることといたしまして、その準備を進めているところでございます。引き続き、子どもに対する犯罪行為の抑止に向けましても、奈良県警察等の関係機関とも連携して、あらゆる施策を講じてまいる所存でございます。

以上でございます。今後とも、香芝市の街づくりのため、議員各位のお力添えを賜りますようお願い申し上げまして、行政報告いたします。